

「熱海市新エネルギー機器設置費補助金」のご案内

熱海市では、環境への負荷の少ないエネルギーの利用を促進するため、新エネルギー機器を設置する方に、予算の範囲内において、設置費の補助を行っています。

1 補助対象システム

(1) 太陽光発電システム

- ① 電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していること
- ② 太陽電池の合計出力が10キロワット未満のもの
- ③ 未使用品であること（中古品は対象外）

(2) 家庭用蓄電池システム

- ① リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等）で構成される一体の装置
- ② 住居部分に電力を供給できるもの
- ③ 未使用品であること（中古品は対象外）

(3) 家庭用燃料電池システム

- ① 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステム
- ② 経済産業省の家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金の対象として指定されている設備及びそれと同等以上の能力を有する設備
- ③ 未使用品であること（中古品は対象外）

2 補助金の額

- (1) 太陽光発電システム 1件につき8万円
- (2) 家庭用蓄電池システム 1件につき8万円
- (3) 家庭用燃料電池システム 1件につき8万円

3 補助対象者【1回限り】

- ① 現に熱海市の住民基本台帳に記録され、又は記録する予定の方
- ② 実績報告をする時点において、熱海市内において自ら所有し、かつ、居住する住宅（併用住宅を含む）に新エネルギー機器を設置している方
- ③ 市税等を滞納していない方

4 申請の方法

新エネルギー機器を設置する前に、協働環境課生活環境室へ下記の書類を提出してください。

- ①新エネルギー機器設置費補助金交付申請書
- ②新エネルギー機器の設置に係る見積書（写し）
- ③新エネルギー機器の形状、規格等を説明する資料
- ④新エネルギー機器設置工事着手前の現況写真
（設置する部分が、はっきりわかる写真）
- ⑤新エネルギー機器を設置する住宅に居住することが確認できる書類
（申請時において当該住宅に居住していない場合に限りです。）
- ⑥新エネルギー機器を設置する住宅の地図
- ⑦その他

5 完了報告の方法

設置が完了したら、指定の期日までに協働環境課生活環境室へ下記の書類を提出してください。

- ①実績報告書
- ②補助対象経費に係る領収書の写し
- ③新エネルギー機器の品質を保証する書類（保証書等）の写し
- ④新エネルギー機器の設置後の現況写真
- ⑤補助対象者の住民票
- ⑥太陽光発電システムを設置する場合にあっては、電力会社との電力受給に関する契約書の写し
- ⑦新エネルギー機器を設置した住宅の所有者であることが確認できる書類。また、共同所有者がいる場合は、全ての共同所有者からの委任状
- ⑧その他

6 補助金の受け取り方法

補助金交付確定通知書を受けた方は、協働環境課生活環境室へ市指定の請求書を提出してください。この請求書を受けた後、補助金を交付します。

7 その他

- ・補助金の交付を受けた方に、売買電力量等のデータ提出などのご協力をお願いすることがあります。

＜問い合わせ先＞ 〒413-8550 熱海市中央町 1-1
熱海市 協働環境課 生活環境室
電話 0557-86-6272

補助金交付手続の流れ

<申請者>

<熱海市>

※新エネルギー機器を設置する前に提出

補助金交付申請

→

受付・審査

受領・着工

←

交付決定通知書

※着工後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更申請書」を提出してください。

完了・実績報告

→

受付・審査

受領

←

交付確定通知書

補助金請求

→

受付

補助金受領

→

補助金交付